

固定資産への減損処理の意義と課題

安 永 利 啓

目 次

はじめに	
I. 減損会計の概要	
II. 国際会計基準と米国基準との比較検討	
III. 減損の認識と測定	
IV. キャッシュ・フローと割引率の見積り	
V. 資産のグルーピングおよび共用資産とのれん	
VI. 実施時期	
おわりに	

は じ め に

企業会計審議会から、平成14年8月9日付で「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「意見書」という）が公表されたが、その意見書はいくつかの社会的背景から設定されたものである。たとえば、最近の経済状況のもとで、貸借対照表の固定資産価額が高止まりしているのではないかという批判があること、さらに、米国では1995年にSFAS 121号が導入されて減損会計がすでに実務的にも浸透していることや¹⁾、また、1998年に国際会計基準委員会からもIAS36号として基準が公表されており²⁾、そのような国際的な流れの中で、日本においても減損会計基準が必要であるという指摘を受けていたことがあげられる。このような背景から減損会計基準の審議が始まった。1999年の10月に企業会計審議会総会で固定資産に係る会計問題として審議対象とすることが決定された。さらに、固定資産の会計問題に関する論点が整理され、それが公表されたのが2000年6月であり、それを受けて固定資産の会計処理に関する審議の経過報告を2001年の7月に取りまとめられた。その後、2002年の4月に公表された公開草案に対するコメントにもとづいて審議をした結果が、「固定資産の減損に係る会計基準」（以下「基準」という）である。米国では、1995年に公表されたSFAS第121号の審議に長期間かかっており、真に国内に適合する基準を作るためには、やはりこれくらいの時間は必要だったのかもしれない³⁾。

1) 米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB と略称する), SFAS No. 121, "Accounting for the Impairment of Long-lived Assets and its Long-Lived Assets to Be Disposed of", 1995.

2) International Accounting Standards, No. 36, 1998.

3) SFAS 第121号の審議に約8年かかっている。121号の改訂版であるSFAS第144号が出るときにしかし、真に国内に適合する基準を作るためには、やはりこれくらいの時間は必要だったのではないかと思われる。

本稿では、わが国の基準における減損会計の概要を明らかにするとともに、先行する諸基準と比較検討した上で、その意義と課題について述べることにする。

I. 減損会計の概要

減損会計の手続では、減損の兆候、減損の認識、それに減損損失の測定という問題がある。まず減損の兆候という手続が行われる。米国基準や国際会計基準では、減損会計の対象資産すべてについて減損の有無を調査するのではなくて、実務上の負担を考慮して、減損が生じている可能性を示す事象がある資産を対象に正式に調査するという仕組みにしている。意見書もこのような見解を取り入れて、そのような事象がある場合に、その資産または資産グループについて減損損失を認識するかどうかの判定を行うことにしている⁴⁾（「基準」二の1、「意見書」四の2の(1)）。

基準においては、資産または資産グループが使用されている営業活動から生じる損益またはキャッシュ・フローの継続的なマイナスであるとか、固定資産の使用範囲、使用方法の著しい変化、リストラ等や市場価格の著しい下落等を減損の兆候の例示として定めている。

次に、減損の兆候がある資産または資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額とを比較して減損損失を認識するかどうかを判定することとされている。収益性の低下の度合いが軽微な場合については、減損損失を認識しないことになる。これは減損損失の測定については見積りの要素が大きという点を考慮して、減損の存在が相当程度確実な場合に限って減損損失を認識することが適当であるという。ただし、キャッシュ・フローが生み出される期間が著しく長期にわたる場合には、割引前の金額と割引後の数値の乖離が大きくなり過ぎる懸念があるので、割引前将来キャッシュ・フローの見積期間に一定の制約を設けることとしている。意見書は、土地については見積期間が無限になること、それから長期間にわたる将来キャッシュ・フローの見積りは不確実性が高くなることなどを挙げて、割引前将来キャッシュ・フローの見積期間について特に規定を設けて、資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方を見積期間とすることを定めている。

また、減損損失の測定は、減損会計は資産または資産グループの回収可能性を帳簿価額に反映させる会計処理、つまり減損処理を行う場合には、企業が資産または資産グループから資金を回収できる金額まで帳簿価額を減額することが適当であるとしている。さらに、企業は資産または資産グループに対する投資を売却と使用のいずれかの手段によって回収できるため、売却によって得られる回収額と使用によって得られる回収額のいずれか高い方の金額が企業にとって資産または資産グループから回収できる金額になるとも考えられるので、基準は帳簿価額を使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額である回収可能価額まで減額して、当該減少額を減損損失として処理するよう

4) 企業会計基準委員会『「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の検討状況の整理』（以下「検討状況の整理」と略称）、2003年3月、第7項～13項。

要請している。

今回の日本における基準の策定に当たっては、いくつか特徴があげられる。まず減損とは固定資産に関する時価会計の適用であるという指摘があるが、それとは根本的に違うものであると解する。あくまでもこれは取得原価主義の枠内における簿価の切り下げであり、時価会計とは異なる特徴を持っている。簿価の切り下げ、すなわち時価まで下げる場合、一種の資産の評価がまず先にあって、その結果として減損額が決まることになるが、減損は貸借対照表に計上されている未回収原価の回収が見込めなくなった段階で回収可能額まで簿価を切り下げることで、したがって、資産の時価を貸借対照表に反映させることを前提とする考え方とは異なる。切り下げ額、すなわち減損損失額を決めるのは、当該資産から生み出される将来キャッシュ・フローによって、どの程度回収が見込めるかによって決まるという考え方をとる。要するに時価に着目しているのではなく、投資の回収可能性に基づいて簿価を切り下げる手続であるといえる。

その他の特徴として、固定資産に投資を行う場合には、当然のことながら、投資の始点では固定資産を購入する原価を上回る企業にとっての使用価値という主観価値があるはずであり、それはのれん部分が見込まれているものの、途中におけるキャッシュ・フローの回収パターンは一様ではない。每期定額のキャッシュが回収される場合もあるが、それは例外的なケースであるにもかかわらず、キャッシュ・フローの回収パターンに対応した減価償却をこれまでの企業会計は必ずしも要求していなかった。その結果、ある投資の途中で切った場合に、減価償却の方法によっては簿価がそれ以降のキャッシュ・フローから見込まれる投資の現在価値あるいは使用価値を上回ってしまう場合も往々にしてあり得る。その部分は減損ではないというのが一つの特徴であると指摘できる。それは投資の始点から見込まれていたことであり、減価償却の方法が必ずしもキャッシュ・フローのパターンに即していなかったためである。その意味では、この点は減価償却の遅れに基因している部分であると考えられる。そういう意味では、その修正は減価償却額の修正であると考えるのが妥当である。

一方、本来の減損は、当初、投資の始点で見込んでいたキャッシュ・フローが、投資を続行していく途中で、当初の見込みどおりに回収されていないことに基づく使用価値の低下に基因すると考えられる。本来の減損と減価償却の修正の間にそのような区別が概念的にはなされている。ただ、投資の途中で切ったときに、簿価と使用価値あるいは回収可能価額を比較すると、その差額の中には両者が混在してしまうことになり、それを区別することはなかなか難しい上に、減価償却について遡及修正を求めている日本の現行制度の中では区別する意味がないことで、結果として、今回の基準ではその差額を一括して減損損失と呼ぶという結論になっていると解される。したがって、具体的な適用においては、簿価と回収可能価額を比較する。一応、狭義の減損と減価償却の修正部分とは分けているが、適用面では、ある時点の簿価と回収可能価額の差額を減損損失額と呼んでいることは問題点として指摘されよう。減損会計をあたかも時価会計と同義的に使用している向きがあるが、たとえばいったん減損会計を行って切り下げた簿価をもう一度戻すといったことはあり得

るのかどうかという問題がある。基準では戻入れをしないという結論になっている。それは日本の基準では、確率基準という手続と減損の兆候と減損損失の測定の手続としていることと表裏の関係にあるとされる。減損の兆候があったら直ちに簿価を切り下げるのではなく、減損の兆候があるものについて、将来もほとんど回収可能性の回復が見込めないようなかなり減損の程度の激しいものについて簿価を切り下げるものとしている。したがって、いったん切り下げた部分については戻し入れないということで、この部分は米国基準と同じ見解を採用している。確率基準を使うことと戻入れをしないのは、セットにできるのではないかと考える。国際会計基準は経済基準をとっている。兆候があったら直ちに減損損失を認識し、したがって回復の兆候があった場合にもすぐに戻し入れる処理をするのが適当であるとする。

II. 国際会計基準と米国基準との比較検討

国際会計基準では減損会計の目的として、資産に回収可能価額を超える簿価を付さないことを保証する手続であると規定をしている(第16項)。そこで、この場合の回収可能価額というものが非常に重要な概念になる。さまざまな検討の上に、IAS36号では、回収可能価額を使用価値と正味売却価格のいずれか高い方とするように規定している(第15項)。このIASの使用価値の概念は、日本の基準と同じであり、資産の使用と最終的な処分から得られる将来キャッシュ・フローの割引現在価値である(第25項A)。それに、正味売却価格は自発的な当事者間の独立第三者間取引条件による資産の売却から得られる金額から処分費用を控除した金額であり、基本的には日本の基準の正味売却価額と同様に公正価値から処分費用を控除した金額を正味売却価格としている。減損処理は回収可能価額が帳簿価額より低い場合には、必ず回収可能価額まで減額することで⁵⁾、米国基準および今回の日本の基準のような割引前のキャッシュ・フローでいったん判定するという基準にはなっていない⁶⁾。回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合には必ず回収可能価額まで減額することになっている。この使用価値を求めるときの将来キャッシュ・フローの見積りについて一定の規制を設けており、将来キャッシュ・フローの見積りは経営者によって承認された予算や予測に基づくことが原則となっている(「基準」第27項)。ただし、その期間は、原則として最長5年、その後は一定または低減する成長率を用いてキャッシュ・フローを見積もると規定されている。また、意見書と米国基準と異なる点は、一定の場合に減損損失の戻入れを行うという規定になっていることである。これは単純に減損処理後の簿価と回収可能価額を比較して、回収可能価額が上回っていれば

5) IAS36号以前の有形固定資産などの基準でも回収可能価額まで減額するという規定は一応あったけれども、回収可能価額として、たとえば割引前の数値を使うのか、割引後の数値を使うのかについて明確にならなかった問題がある。

6) 以前のSFAS第121号では、そこまではっきりは書いていなかったのは、実務上の課題があり適用に問題が認められたからである。

戻入れをするという規定にはなっていない。あくまで減損処理を行ったときの見積りに変更がある場合に回収可能価額まで戻し入れるとしている。たとえば、3年間使用する資産であるとして、1年目は全くキャッシュ・フローがなく2年目からキャッシュ・フローがあるという見込みで使用価値を計算した場合には、1年経過した時点で簿価は減価償却で下がってくる、回収可能価額はキャッシュ・フローの見積りが正しかったとしても必ず上がる。そういう単純に時間が経過することによって現在価値が増加するような場合には、回収可能価額が簿価を上回っているから戻し入れを行わず、あくまで見積りの変更があった場合に行う処理であると規定されている。戻入れの上限は減損処理しなかった場合の簿価であり、減損処理しなかった場合に計算されたであろう減価償却を引いた簿価が上限になっている。この上限を設けていることで、戻入れは取得原価基準の枠内の処理であると理論づけている。

次に米国基準では固定資産の帳簿価額が公正価値を上回っている状態を減損と規定している。この減損については、SFAS 第 144 号の方では、帳簿価額が時価を上回っているという状態が減損であると定義している⁷⁾。しかし、時価が帳簿価額を下回っている場合には、必ず減損損失を認識するのではなくて割引前のキャッシュ・フローで判断するとなっている。つまり、資産の使用と最終的な処分から生じる割引前のキャッシュ・フローの総額、これを帳簿価額が上回っている場合に減損損失を認識する確率基準の見解をとっている。減損損失を上記述べた基準で認識する場合には、帳簿価額を時価まで減額することになっている。

このように SFAS 第 144 号では、のれんや償却しないその他の無形資産については対象としていない。これらについては、SFAS 第 142 号という別の基準で規定されており、資産のグルーピングの単位、減損損失の認識、測定について SFAS 第 144 号と異なる方法が示されている。

Ⅲ. 減損の認識と測定

減損の会計基準に関しては国際会計基準と米国基準が違っているが、わが国の基準は米国基準と同じ立場をとり、割引前の将来キャッシュ・フローの総額と簿価を比較して回収できないときには減損であるとしている。国際会計基準は理論面を重視しているのに対し、米国基準は、実際に実務で長い経験もあるし、8年かけて検討したことで、実務に非常に手厚く配慮している基準であるという特徴が指摘できる。その意味では、日本基準も実務にかなり配慮している基準だといえる。つまり減損の兆候があった場合に直ちに減損処理を行うのではなく、減損の兆候があるものについて、さらに確率基準を適用して減損処理に入るところでは米国基準と類似した基準になっている。しかし、米国基準では、減損を認識すべきかどうかを判定する際の割引前キャッシュ・フロー

7) FASB, Statement no. 144, 2001, par. 11. 国際会計基準の場合は、実際に広く実務で定着したという基準ではなくて、2005年から取り入れられると、次第にいろいろな問題が明らかになってくるのではないと思われる。

の合計期間について、SFAS 第 144 号では主要資産の耐用年数のキャッシュ・フローを合計することになっている。そして、主要資産を償却性資産とすることによって、キャッシュ・フローを合計する期間に制限を設けている。それに対して日本は経済実態として主要資産を土地にしていることは否定できない。その結果、合計額の上限を 20 年という形式基準としているところが米国基準とは違う点の一つである（「基準」注解（注 4））。ただし、これは 20 年で切ってしまうという定めではなく、それ以降のものについては 20 年末の回収可能価額を見積もって合計することである。すなわち、20 年より先のキャッシュ・フローは、いわゆるターミナルバリューに全部入れて、それを割り引かないまま認識の割引前キャッシュ・フロー総額に組み込んでいくことができることである。

次に、測定の問題は、時価まで下げるとしている米国基準がなぜ時価まで下げたのかは、理論的な理由づけとしては、確率基準を使ってかなりの程度の減損が生じている場合に簿価を切り下げる。したがって、下げる場合には、思い切って再投資を抑制することになるという説明があるのは、米国基準は時価まで切り下げるという仕組みを取り入れることによって、後で述べる割引率の問題を一応減損会計のらち外に置くことができる結果になっているようである。一方、日本基準はこの面については国際会計基準と同様な理論的な見解をとっている。それは、実際に再投資が行われるわけではないから、企業が投資を続行していて投資の回収可能性が下がったとしても、その時点以降に見込まれる回収可能価額まで下げればよいという考え方をしていると解される。その減損処理後に生じてくる各期の利益は、いわゆる正常利潤が計上されるが、米国基準のように時価まで下げると、後の期には超過利潤まで利益に入ってくるから、減損処理をした結果として超過利潤が計上されるになるという問題があった。つまり、トータルで出てくる利益の額は、どちらの方を採用しても、損失として前倒して認識してしまう額の方があまり大きくなってしまうと、将来の利益が大きくなってしまいう問題である。

国際会計基準については、理論的な問題以外に事務負担に関する指摘がある。国際会計基準はかなり幅が小さくても減損させなくてはならないとし、また逆に戻入れする場合もあり、事務負担が大きくなるということで産業界などは反対してきた。国際会計基準はあまりに理論先行で、実務的なフィージビリティという面では未知数である。公正価値なり時価はある程度なじみがあるが、使用価値は実務的には大変難しい懸念である。日本の場合は、概念的には公正価値にすると割引率の適用を避けることができるのは、実際に公正価値を測定するとなると、特に資産グループごとの公正価値を測定するのもまた大変なことである。米国基準を見ても、結局、固定資産の場合は市場価格はなかなか観察できないから、たとえば割引キャッシュ・フロー（DCF）法等で割引の概念を使った時価の評価をする必要から時価を使う場合とあまり変わらないのかなとは考える。

戻入れの問題や確率基準の問題は、実務的な使い勝手を考えて米国基準をそのまま取り入れて、減損損失の測定に関しては公正価値と回収可能価額のどちらを用いるのかというところで差があるが、結果的にはその部分の実務的な煩雑さはあまり変わらないことになる。したがって、実務的には確率基準かどうかということが大きいのである。

IV. キャッシュ・フローと割引率の見積り

すでに述べたとおり、減損会計基準の大きな特徴の一つとして、減損が生じた固定資産について回収可能価額、典型的には使用価値による評価を行って減損損失の金額を計算することにある。この使用価値は現在価値の概念であるので、将来のキャッシュ・フローを現時点まで割り引くという計算が必要になってくる。

意見書において、将来キャッシュ・フローは、減損損失を認識するか否かを判定する場合と、それから使用価値を算定する場合の二つの場合が認められる。そのほかにも、資産の時価を算定する場合にも、将来キャッシュ・フローを見積もるといった評価手法が使われる場合があるが、このような時価評価のためのキャッシュ・フローについては別の鑑定評価理論や見積り慣行等があるが、この意見書では特に触れていない。もっぱら使用価値なりを算定することで標準化している。

減損損失を認識するかどうかの判定と、それから使用価値の算定に対して見積もられるのは、そのキャッシュ・フローは、企業にとって資産または資産グループが回収可能かどうかを判定する、あるいは企業にとって資産または資産グループがどれだけの経済的な価値を有しているかを算定するために見積もられるのであるから、市場参加者の一般的な見積りではなくて、企業固有の事情に照らして、合理的で説明可能な仮定および予測に基づいて見積もることとされている。また、見積りに際しては、資産または資産グループの現在の使用状況とか、あるいは合理的な使用計画等を考慮していくことになる。将来キャッシュ・フローの見積りについては、生起する可能性の最も高い単一の金額を見積もる方法と、生起し得る複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均した金額、すなわち期待値を見積もる方法が設けられている。これらのうち、企業の計画等に基づいて単一の金額を見積もる前者の方法が一般的であると考えられているが、企業固有の固定資産の使用や処分に関して、いくつかの選択肢を検討しているような場合や、将来キャッシュ・フローの幅を考慮する必要がある場合には、期待値を用いる後者の方法も有用であると考えられるので、意見書はいずれの方法も適用できるとしている（「基準」二の四の(1)、「検討状況の整理」第25項）。

また、資産または資産グループの将来キャッシュ・フローを見積もるためには、当該資産または資産グループがキャッシュ・フローを生み出すための本社費等の間接的な支出も考慮する必要があるとしている。したがって、このような支出については、合理的な方法により配分した上で、当該資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りに際して控除することとしている。また、利息の支払額などの支払額については、企業の有利子負債から生じる支出であるから、減損処理の対象となっている資産または資産グループとは直接的には関連はない。

企業が投資経済決算を行う際には、投資から生ずる法人税等を考慮するのが一般的であるが、法人税等は企業全体の所得に対して生ずるものであり、対象資産と直接的に関連づけることはできないから、利息の支払額同様、法人税の支払額、還付額については、将来キャッシュ・フローの見積りには含めないこととしている。さらに、貨幣の時間価値は割引率に反映されるが、将来キャッ

シュ・フローがその見積値から乖離するリスクを反映させる方法としては、キャッシュ・フローに反映させる方法と割引率に反映する方法と、意見書はいずれの方法も認めている。将来キャッシュ・フローに反映する方法を採用した場合には、貨幣の時間価値だけを反映したリスクの割引率になるといわれている。また、逆に、割引率にリスクを反映させる方法を採用した場合には、貨幣の時間価値と将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクの両方を反映したものにする必要があるが、そこまでは基準には盛り込まれていない。この割引率の問題と、リスク調整の問題については、実務的に使い勝手をよくするために、かなり慎重に議論を進める必要があると考える。国際会計基準委員会、FAS 基準の方でも、144号の公開草案の段階では、キャッシュ・フローは期待値にすることになっているが、これもやはり実務的な観点とコメントレター等から最頻値と期待値の両方認められたという経緯になっていると考える。

結局、米国でも期待値と従来どおりの最頻値の両方のキャッシュ・フローを認めており日本と同じである。ただ、実務的には会社が管理上つくっているデータからキャッシュ・フローを見積もることになると、その期待値を求めるためには、いくつかの場合を想定して、それぞれの確率を推定して求める必要があるけれども、一般的には、単一の見積りから見積もっていくという方法をとるケースが多いのではないかと考えられる。たとえば円高になるケースと円安になるケースでキャッシュ・フローの出方が全く違ってしまいうようなケースであれば、それぞれ別個に一応予想して期待値を使えるのではないかと考えられる。その意味で、今回、基準の中に両方を残しておいたのは妥当であると考え。いずれかの方が使い勝手がよいのかは、業種によっても、企業によってもかなり違う。たとえば、電力業のように将来の売上をある程度確定的に予想できるような業界では比較的に見積りが容易かもしれないが、需要動向をつかむのが大変な業界であると、いくつかシナリオを置いた方がわかりやすいという可能性はある。ただ、少なくとも FASB の概念書 7号では、キャッシュ・フローに反映させるように規定している。割引率に全部反映させてしまうと、金額がまるで違う結果になるが、どれだけ実際に調整したのかを金額ベースで示すのが、キャッシュ・フローでリスク調整するという意味だと考える。ただ、理論的にはいずれの計算をしても、本来、同じ数字であるべきだが、実務の適用する場合には、これらの使い勝手のよしあしがあるといえる。キャッシュ・フローに関連してはいくつかポイントとなる点がある。たとえば、将来の設備の増強であるとか、事業の再編の結果生じるキャッシュ・フローを、計画がなければ反映してはならない。国際会計基準では、追加的な設備投資については、資産の価値を増加させるようなものは基本的には認めないとしており、その点、意見書では、計画してあれば、そういう設備投資も認めることになっていて、少し違うことと、事業の再編の方も、国際会計基準では会社がコミットしているところが一つの基準になっていて、コミットしている再編の結果は盛り込むことにしている（「検討状況の整理」第 53 項）。また、事業の再編のときにキャッシュ・アウトフローがあるというようなケースだと、コミットしているのであれば、引当金で計上して、資産の減損の方にはそういうものは織り込まない。マイナスの要素としては織り込まないで引当金で処理するのが適当ではないかと思う。

ただ、単なる計画、特に増設のようなものを予定しているものは認めないことになっているので、その意味では国際会計基準とそれほど変わらないといえる。この点は今後もう少し検討の余地がある。基本的にとり得るものとしては、キャッシュ・フローに全部リスク調整を反映させていけば、リスクフリーレートという形になるが、割引率にリスクを反映させようとした場合には、いわゆる資本コストとか、あるいは国際会計基準のように当該資産に固有のリスクに対応する割引率などが考えられる。国際会計基準の規定では、まず優先されるのは、あくまでもその資産に固有のリスクを反映した割引率であることで、不動産評価などの場合、賃貸ビルについてはDCF法で評価する場合の割引率は何%が妥当であるような市場参加者の間でのコンセンサスが市場で成立している割引率だと考えられるので、それが観察できれば利用する方法が考えられる。また、国際会計基準の規定では、観察できない場合には、その企業の加重平均資本コストあるいは追加借入利率に調整を加えるという規定になっている（IAS36, par. 48）。特に追加借入利率については、日本の金融慣行からすると貸出金利がリスクを反映したものか否かは議論の余地もあり、このような不動産の例は、国際会計基準の規定に一番よくあてはまるのは製造設備であれば、それは資本コストが適切かもしれない。使用価値という概念は多少中途半端だと考えられるが、キャッシュ・フローはその企業に固有の見積りでありながら、割引率は当該資産についてマーケットのコンセンサスを得た割引率という形になっていることにある。一方に公正価値という概念があり、市場のキャッシュ・フローを市場の割引率で割る。もう一つは、資本価値といった概念もあって、それは企業固有のキャッシュ・フローを企業固有の割引率、資本コストで割る。使用価値は、これらの二つの概念の間にある。したがって、公正価値に近い不動産的な見解と、資本価値の方に近い概念と、どうしても両方認めざるを得なかったと考えられる。

国際会計基準では、いわゆる経済価値とするが、それは主観価値と呼ばれているものを使用価値と呼んでいると解される。そうすると、その資産に固有の市場平均の割引率という考えは理解できない。いわゆるWACCという加重平均資本コストでいいのは、国際会計基準はそれをダイレクトには認めないで、それをベースに調節するように規定している（IAS36, par. 25A）。ただ、日本の場合には、両方とも否定しないと解され、これも正しい方向と理解する（「基準」二の5）。

V. 資産のグルーピングおよび共用資産とのれん

事業用の固定資産の場合には、複数の資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出すのが一般的であるために、減損損失を認識するかどうかの判定や減損損失の測定に際しては、合理的な範囲で資産のグルーピングを行う必要があるとしている。ただし、必要以上にグルーピングの単位を大きくすると、正確な減損損失が認識できなくなるおそれがあるともいえる。

意見書はこのような観点から、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローからおおむね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位でグルーピングを行うことを求め、このような

最小の単位を資産グループと呼んでいる。意見書は、実務的には、グルーピングは管理会計上の区分とか投資の意思決定を行う際の単位等を考慮して定められるとしている（「意見書」四の2、(6)の①）。具体的には、たとえば工場の製造ラインごとに資産をグルーピングするとか、工場全体を一つの資産グループとするというような場合が想定されているようである。また、不動産賃貸事業の場合には、たとえば土地と建物が一つのグループになるのが基本ではないかと考えられる。あとは、会社の管理の仕方等が加味されて、実態に合わせてグルーピングが行われている。

グルーピングを広げれば広げるほど、損失と利益の出ているところが相殺されてしまうという問題がある。できるだけ小さくした方が細かく損失が認識されてくる。基準の中では、いわば、原則論を示すにとどめているけれども、今後の検討課題である。基本的には、企業の投資意思決定、採算管理というのがポイントになるのではないか。それを離れて形式的にくくる基準は難しいと考える。

関連する問題としては、共用資産やのれんなどの取り扱いが挙げられる。これは、特定のグループのキャッシュ・フローに結びつきにくいという問題があるので、特別な取扱いが基準の中で述べている。意見書では、複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産と呼んでいる。国際会計基準では同様の資産を全社資産といっているが、これと同じ概念であると考えられる。その共用資産だけではキャッシュ・フローを生み出すという形にはなっていないので、共用資産が寄与している資産との関係でどういうグルーピングを行うかが重要になる。グルーピングの方法については、共用資産が関連する資産または資産グループに共用資産を加えたより大きな単位でグルーピングを行って、その大きな単位で減損損失の認識の判定と測定を行うという方法と、共用資産の帳簿価額を各資産または資産グループに配分した上で、共用資産を配分後の各資産または資産グループについて減損損失の認識と測定を行う方法がある。意見書は、原則として、より大きな単位でグルーピングを行うとしているが、共用資産の帳簿価額を合理的な基準で、その関連する資産または資産グループに配分することができる場合には、共用資産の帳簿価額を配分する方法の方を採用することもできるとしている（「意見書」四の2、(7)の②）。原則的な方法である大きな単位でグルーピングを行う場合には、共用資産を含まない資産グループのレベルでいったん減損損失を認識するかどうかの判定と減損損失の測定を行う。その上で、上位のレベルである共用資産を含む、より大きな単位で、減損損失を認識するかどうかの判定と減損損失の測定を行う。下位のレベルを検討した後に、上位のより大きな単位で検討するという手続になっている。その上位のレベルである共用資産を含む大きな単位における判定は、これは下位のレベルである共用資産を含まない資産または資産グループの減損損失を控除する前の帳簿価額、これに共用資産の帳簿価額を加えた金額、これと割引前の将来キャッシュ・フローの総額を比較することによって、減損損失を認識するかどうかの判定をすることになる。このように減損損失を控除する前の帳簿価額にいったん戻した上で判定することによって、減損処理後の帳簿価額を単純に足して判定する場合と比べて、減損損失を認識するケースは増えることになろう。このような方法で判定した結果、減損損失を認識することになった場合には、より大きな単位について減損損失を測定するが、共用

資産を加えることによって算定される減損損失の増加額については、原則としては、共用資産の方に配分される。ただし、共用資産に配分された減損損失が共用資産の帳簿価額と正味売却価額の差額を超過することが明らかな場合には、その超過額は合理的な基準によって各資産グループに配分する規定になっており、この趣旨は、減損損失を配分することによって、共用資産の帳簿価額が正味売却価額を下回る金額まで減額されてしまうといった事態を避ける意味があると考えられる。もう一つの方法は共用資産の帳簿価額を各資産または資産グループに配分する方法を採用した場合には、配分前の資産または資産グループの帳簿価額と共用資産の帳簿価額の配分額、これを合算して、その合算後の帳簿価額に対して減損損失を認識するかどうかの判定および減損損失の測定を行うことになる。要するに、本社ビルを例にとると、本社ビルのたとえば10%はある工場の一部であると考えて、その工場の減損を検討するときには、それと関連する本社ビルの簿価の10%は合算して、その上で減損の認識と測定を行うという方法である。一般に、ぜいたくな本社の建物を建てたとか、あるいはバブルのときにゴルフ場や保養施設をつくったといったケースが、よく問題になってくる。本社ビルことになると、利用形態にもよるが、全社のキャッシュ・フローの生成に寄与していることになるので、全社レベルで一つの大きな単位と考えて、そのレベルで認識と測定を行うことになる。そうすると、単純に時価が下がったからと、いって、即減損損失を計上するというわけではないと解される。兆候の一つに、時価が著しく下落したことがあるから、本社ビルについても、時価が著しく下落しているような場合には、認識の調査に入ることはあり得るが、全体で企業の収益性が落ちていない場合には、減損認識に直ちに結びつくことにはならない可能性が高いと考える。

次に、のれんの減損の問題については、のれんも共用資産と同じような論点があるのは、意見書では共用資産と異なる処理として、のれんを認識した取引において取得された事業が複数である場合には、まず事業の単位に応じてのれんの帳簿価額を合理的な基準に基づき分割するという規定が加わっている（「意見書」四の2、(8)の②）。これは、一つの企業買収という取引の中で複数の事業を取得するという場合に、全く違う事業であるのに一括して減損の検討を行うことは、グルーピングの単位としては少し大き過ぎるのということで、最低限、その事業の単位で分割することを決めている。分割された各のれんについては、基本的には共用資産と同じ扱いになるが、のれんの帳簿価額を各資産グループに配分する方法をとった場合、減損損失については、まずのれんから減額する規定になっており、その点は共用資産とは少し違う。また、より大きな単位でグルーピングを行った場合は、共用資産の方も共用資産から最初に減額するという規定になっているが、のれんについても同じようにのれんから優先的に減額することとなる。ゼロになるまで減額するというのが共用資産とは違うところである。のれんだけでは売却できないので、のれんについては単独で正味売却価額は計算できない。そこで、そのような規定になっているのだと解される。この点、米国の142号では、採用されていなかったのである⁸⁾。基本的には、意見書は、国際会計基準の考え方を

8) FASB, Statement no. 142, *Goodwill and Other Intangible Assets*, 2001, pars. 18–40.

取り入れてのれんの減損も一つの減損の基準の中に含めている。ただ、この問題は企業結合の会計基準の中でのれんの減損処理をもう少し深く検討されると考えるので、その結果によっては、グルーピングの単位であるとか、減損損失の測定の方法であるとか、もう少し詳しい議論が必要であろう。

VI. 実施時期

実施時期などについては、新しい問題をたくさん含んでいるので、実務的な対応に時間がかかるおそれがある。実施時期は、審議会では経過報告を公表したが、その際に、適用時期の決定に当たっては会計基準だけではなくて、具体的な指針が明らかにされた上で企業等の関係者が習熟する期間とか、あるいは準備期間を確保する要望を経過報告に盛り込んだといえる。

次にその内容は、二つに分けて、完全実施の時期と、それから早期適用の時期とがある。まず、完全実施時期は2005年度からとなっている。適用指針の策定、あるいは監査人への周知期間、あるいはグルーピングの決定、データの収集、システムの構築など、かなり準備が必要となることはいえる。それに、完全実施する場合には、当然、中間決算から始めなくてはいけないことがあり、そのためには、年度の当初から減損の兆候の調査とか、体制を組む必要があるということで2005年という完全実施の時期が決まっている。

また、早期適用の問題は、早期適用について意見書は二つに分けて考えていて（「意見書」五の1）、まず2004年度については企業の実態とか規模・業種とか事務状況によって、早く対応ができる企業については2004年度から認めると解される。その場合、当然、原則に従って中間決算から適用することになることである。それから、2003年度の年度決算からの任意適用も妨げないと意見書は述べている。適用指針の策定については、おそらく2003年いっぱいかかるものと想定されるのである。そういった中で、中間決算から適用することは難しいと思われるが、多くの企業があるから、中には年度決算においては間に合うところもあるのではないかと、間に合うような企業については、例外的に2003年度の年度決算から適用化することも認めたものとする。適用指針については、財務会計基準機構の企業会計基準委員会によって作成することが意見書に明記されている（「意見書」五の2）。意見書では、対象として正味売却価額の見積方法、将来キャッシュ・フローの見積方法、割引率、グルーピングの方法等が示されている。また、土地再評価を行った場合の取扱いについても、土地再評価後の簿価をもとにして減損会計を適用するものとしているが、それ以降の取扱いについては、やはりこの適用指針の問題として扱われていくことになろう。

投資不動産の問題については、基準として定められていない。投資不動産については、減損会計と同様に、二つ目の大きな論点としてあったから、結論としては、投資不動産という区分を固定資産の中に別途設けることについては、現段階では適当でないということになったようである。そもそも投資不動産については国際会計基準の中に規定があるのは、国際会計基準では賃貸収益を目的とする不動産、それに値上がり目的、資本増価を目的として保有する不動産、この二つをあわせて

投資不動産という呼び方をしている (IAS40, par. 6)。国際会計基準において、投資不動産が時価評価の対象となったのは、この二つがきわめて金融商品に近い性質を持っていることで、公開草案の64号の段階では、時価評価モデルがとられる予定になっていたが、結果的には、IAS40号で原価モデルとの選択適用ことになった。ただ、原価モデルを使う場合には時価を注記する形になったのである。投資不動産については、日本の現状でそれが金融商品に近い性質を持っているのではないかといたさまざまな議論があり、それは日本の場合には適当ではないという結論になったと解される。特に賃貸目的で保有されている資産については、日本の場合、少なくとも事業投資に非常に近い性質を持つものである。

お わ り に

平成11年10月に審議会で取り上げられ基準が確定するまで2年10ヵ月にわたる審議が行われた。基準として、国際的に見ても遜色のないものと評価できる。この基準が整備されたことにより、会計ビッグバン以来、わが国の会計基準の体系的な整備もかなり進んだのではないかとしている⁹⁾。この基準については、実務に適用するために企業会計基準委員会の方で適切な適用指針を作成していくとともに、今後、実務に円滑に取り入れられていくことを期待される。

固定資産の会計については、従来、非常に税務の影響が強かったのは、今回は減価償却とはどうということなのか、減損処理はどういうものなのかを理論的にも検討したことで、固定資産会計を会計の側から見直すきっかけになったといえる。

今回の基準は国際的に見ても遜色のないものになったと評価される。ただし、土地については、その取得時期によって帳簿価額が時価と大幅に乖離するケースがある。このような場合、過去に適用された土地再評価法に類似する制度を導入し、土地の含み損益を平準化した後に減損会計を適用する等の環境整備をすることが必要と考える。

しかしながら、最近、政治的に見送りの気運がある。減損会計が導入されることにより国際的にも評価されるのであるが、このような導入反対の意見は、国際的時流に反するものである。わが国が財務諸表のディスクロージャー面で国際的信頼性を得るためにいわゆる会計ビッグバンを実施せざるを得なかったように、日本と同じ時期にEUも減損会計基準の導入をすることになっており、国際的調和化をさらに一歩進め、国際的投資家からの信頼を得るためにも導入先送りのないよう願っている。

9) (座談会)『企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」について』 pp. 35～36, 企業会計, Vol. 54, No. 11, 2002年。

The Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets

Toshihiro YASUNAGA

ABSTRACT

“The Accounting Standards for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets” was made public by the Japanese Accounting Standards Board in August, 2002. The standards reflected two backgrounds. One is the reason why the fixed assets on the balance sheet have been higher prices than the current prices. The other is the reason why such impairment accounting standards were already published by both the FASB in 1995 and the IAS in 1998. Furthermore, EU is going to publish impairment accounting standards in 2005. The recognition and the measurement of the impairment of the fixed assets, the estimation of cash-flow and its discount rate, the examination of grouping assets, the assets for common use and the goodwill are discussed in this paper, comparing with those of USA and IAS.

There have been lots of appositions from the politicians and the businessmen. But, from an international point of view, I think it is necessary to introduce the impairment accounting system in Japan, taking counter-measures against pointing out problems.